

お子さんが、学校の管理下で怪我をし、医療費の総額が5,000円以上かかった場合に、医療給付金を申請することができます。

但し、医療保険3割負担の場合は、約1,500円以上かかった場合となります。決められた通学路での登下校中での事故や遠足、校外学習なども対象になります。

請求される場合は、病院での証明書を学校に提出していただきます。学校に所定の用紙を用意してあります。用紙は種類がいろいろありますので、詳しい内容は学級担任を通じて、養護教諭にお問い合わせ下さい。

この制度は、災害共済給付制度といい、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者(いすみ市)との契約により、学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対して、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行うものです。

その運営に要する経費は、国、学校の設置者(いすみ市)及び保護者の三者が負担する互助共済制度です。

詳しい内容については、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページをご覧ください。